

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第12号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第9号」を「第10号」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 京都市証明等手数料条例別表第1に掲げる手数料、同条例別表第2(1)の項に掲げる手数料（市民税及び府民税、固定資産税並びに都市計画税に係るものに限る。）、同表(3)の項に掲げる手数料（土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に記載されている事項に係るものに限る。）又は同条例別表第3若しくは別表第4に掲げる手数料 区役所、区役所支所、区役所出張所又は証明書発行コーナー

第2条第11号を削り、同条第10号中「第55条第2項」を「第40条第2項」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同条第7号中「別表第6」を「別表第7」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「別表第6」を「別表第7」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「保健所又は保健所支所」を「保健センター又は保健センター支所」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「弁償金」の右に「、京都市証明等手数料条例別表第2(1)の項に掲げる手数料（軽自動車税に係るものに限る。）、同表(2)の項に掲げる手数料、同表(3)の項に掲げる手数料（償却資産課税台帳に記載されている事項に係るものに限る。）又は京都市租税特別措置法関係手数料条例別表第2(6)の項に掲げる手数料」を加え、同号を同

条第5号とし、同条第3号中「別表第6」を「別表第7」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 京都市証明等手数料条例第4条に規定する手数料 区役所、区役所支所又は区役所出張所

#### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(会計室)